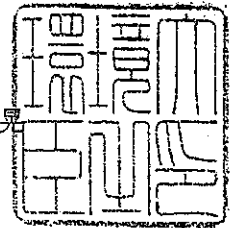


諮問第357号
環自野発第1308231号
25環第112号
平成25年8月23日

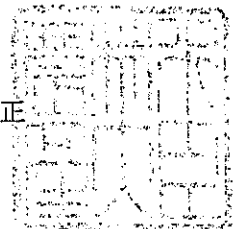
中央環境審議会

会長 武内 和彦 殿

環境大臣 石原 伸 晃



農林水産大臣 林 芳 正



特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の変更に
ついて（諮問）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第3条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の変更に ついて、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

法の施行の状況について、平成24年5月から中央環境審議会において審議が行われた結果、平成24年12月に同審議会から「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」について環境大臣及び農林水産大臣に意見具申がなされた。この意見具申を踏まえ、平成25年6月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、公布された。

このため、改正法で新たに規定された、防除の推進に資する学術研究の目的で行う放出等の許可の考え方等を基本方針に盛り込む必要があることから、貴審議会の意見を求めるものである。